

支給認定変更申請書の記入方法について

<書類の提出方法について>

支給認定変更申請にあたり本申請書及び「3. 変更内容」に記載の必要書類を、下記の書類の提出先のいずれかに提出してください。書類の提出先により提出締切日が異なります。変更後の支給認定証が届き次第、変更前の支給認定証を返却してください。

なお、支給認定証を紛失された方は、「2. 変更前の支給認定証について」の「紛失したことを届出します。」にチェックしてください。

書類の提出先	書類の提出締切日
利用中の保育施設	変更月の前月 20 日
西宮市保育入所課	変更月の前月 25 日必着(郵送可) 消印有効(郵送可)

<「3. 変更内容」について>

項目	説明 (【】内は保育の必要性の事由です)
世帯構成	婚姻、離婚等、保護者の状況に変更がある場合に記入してください。
勤務状況	求職中の方が就職した場合や勤務場所・勤務時間等の変更に伴い、利用中の施設が決定する保育時間に変更がある場合(1日8時間超の利用や1日8時間以内の利用)は、勤務証明書と併せて提出してください。
離職	勤務先を退職または自営業を廃業した場合に記入し、求職状況申立書と併せて提出してください。なお、支給認定の有効期間は離職日から90日間、保育の必要量は保育短時間となります。
出産予定	支給認定の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。保育の必要量は保育標準時間のみとなります。現在、【就労】で施設を利用されている方で、【妊娠・出産】を経て、育児休業を取得する場合は、あらかじめ支給認定変更申請書と育児休業期間が分かる書類(勤務証明書・辞令のコピー等)を提出してください。
育児休業取得	【就労】で施設を利用していた方で、【妊娠・出産】を経て、【育児休業中の継続入所】となる場合に記入してください。支給認定の有効期間は出産日から起算して1年後の日が属する年度の末日まで、保育の必要量は保育短時間となります。
産休・育休からの復職	【就労】で施設を利用していた方で、産前・産後休業や育児休業からの復職に伴い、保育の必要性の事由が、【妊娠・出産】または【育児休業中の継続入所】から、【就労】に変わる場合に記入してください。
その他の保育を必要とする事由	保育の必要性の事由が、他の事由から【疾病・障害等】、【介護・看護】、【就学】に変更になる場合に記入してください。

※ 世帯構成や保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。

【問い合わせ・送付先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市保育入所課
Tel. (0798)35-3160・3161